

第十三回
国会

参議院内閣・地方行政連合委員会 會議録第六号

昭和二十七年五月十九日(土曜日)午前
十時四十二分開会

出席者は左の通り。

内閣委員

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

河井 彌八君

鈴木 直人君

草葉 隆圓君

中川 幸平君

横尾 龍君

楠見 義男君

竹下 豊次君

上條 愛一君

松原 一彦君

西郷吉之助君

堀 末治君

岩澤 忠恭君

石村 幸作君

岡本 愛祐君

館 哲二君

若木 勝蔵君

原 虎一君

林屋龜次郎君

金丸 三郎君

三郎君

藤野 繁雄君

鈴木 俊一君

鈴木 俊一君

鈴木 俊一君

鈴木 俊一君

鈴木 俊一君

鈴木 俊一君

鈴木 俊一君

鈴木 俊一君

鈴木 俊一君

鈴木 俊一君

事務局側

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

政府はこれまで国政民主化の基礎で

ある地方自治の拡充強化と公職選挙の

普及徹底については特に意を用いてき

たのであります。現在これらに関する

事務は地方自治庁、地方財政委員会及

び全国選挙管理委員会においてそれぞ

れ所掌せられるのであります。これら

の事務は相互に密接な関連を持ち

統一的に処理することが適当でありま

すので、ここに政府は以上の三機関を

統合することとし、自治庁設置法案を

提案いたしました次第であります。

次に本法案の内容についてその概要

を御説明申し上げます。先ず自治庁の任

務であります。自治庁は、民主政治

の基礎をなす地方自治及び公職選挙等

に関する各種の制度の企画立案並びに

その運営の指導に当ると共に、国と地

方公共団体相互間の連絡協調を図り、

以て地方自治の本旨の実現と民主政治

の確立に資することを任務とする行政

機関であります。

次に自治庁の所掌事務であります。

が、自治庁は、現在地方自治庁及び地

方財政委員会の所掌する事務と現在全

国選挙管理委員会の所掌する事務のう

ち、参議院全国選出議員の選挙の管理

に関する事務を除いた事務を合せて処

理いたしますこととしております。

次に自治庁の組織であります。こ

の点につきましては自治庁の所掌事務

を遂行するに当つて、地方公共団体の

意向を十分に反映せしめ、事務処理に

当つて公正適確を期し、以て民主的な

且つ能率的な行政を確保することを期

したのであります。即ち、自治庁は、

国務大臣を以て長官といたします。共

に、地方公共団体の長及び議会の議長

の各全国的連合組織の代表者並びに学

識経験者を参與とし、自治庁の庁務全

般に互つて意見を聴くこととしたので

あります。又、別に、地方公共団体の長

及び議会の議長各全国的連合組織上

り共同推せんした者より任命された委

員三人並びに学識経験者のうちから任

命された委員二人を以て組織する地方

財政審議会を置くこととしたのであり

ます。

地方財政審議会については、先ず第

一に自治庁長官が、地方財政平衡交付

金の配分等、地方財政に関する事務を

処理するに当つて、あらかじめその議

に付しその意見を尊重しなければなら

ないこととし、第二に地方財政平衡交

付金の総額の見積りに関して自治庁長官

に、国、都道府県及び市町村相互の間

における財政及びこれに影響を及ぼす

諸関係の調整について、自治庁長官及

び関係機関に対して意見を申出ること

ができることとしたのであります。

自治庁の内部部局といたしまして

は、長官官房のほか、行政、選挙、財

政及び税務の四部を置くこととしたし

ました。

なお参議院全国選出議員の選挙の管

理事務につきましては、公職選挙法に

所要の改正を加えまして、新たに中央

選挙管理委員会を設けましてこれに行わ

せることとし、又これに最高裁判所裁

判官の国民審査の管理事務をも併せ行

わせることとし、これを自治庁の附属

機関として置くことにいたしておりま

す。

このほか附属機関として地方自治法

の定めるところによりまして自治約會

調停委員会を置くこととしたしてあり

ます。

最後に本法に今次の行政機構改革実

施の期日と歩調を合せ、本年七月一日

からこれを施行することとしているの

であります。

以上自治庁設置法案の提案の理由及

びその内容の概略を御説明申し上げた次

第であります。何とぞ慎重御審議の上

速かに議決あらんことを切望いたしま

す。

次に只今議題となりました自治庁設

置法の施行に伴う関係法律の整理に關

する法律案についてその提案の理由を

御説明申し上げます。

政府は先自治庁設置法案を提出し

たし目下審議を願つておりますが、そ

の設置法案に関連しまして関係法律を

整理する必要がありますので、これを

一括いたしましてこの一本の整理法案

にとりまとめた次第でございます。従

いては、主として名称の変更等に伴う

字句の整理が大部分でありまして、特

に御説明申し上げるほどのこともなから

うかと存じますが、公職選挙法及び最

高裁判所裁判官国民審査法の改正につ

きまして附言いたしておきたいと存じ

ます。参議院全国選出議員の選挙の管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理に関する事務はこれまで全国選挙管

理委員会が所掌して参りましたのでありますが、これが廃止に伴い当該選挙事務を公正に執行するため、自治庁の附屬機関として中央選挙管理委員会を設け、これに参議院全国選出議員の選挙の管理を所掌せしめることとしたのであります。

なお、中央選挙管理委員会の設置に伴い、従来の最高裁判所裁判官国民審査管理委員会を廃止して最高裁判所裁判官の国民審査の管理事務をもこれに所掌せしめることとしたのであります。中央選挙管理委員会は、委員五人を以て組織し、委員は国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者のうちから国会の議決による指名に基いて内閣総理大臣が任命することとしたのであります。

以上簡単ではありますが、この法律案の提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げた次第でございます。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(河井彌八君) 次に只今議題といたしました両案につきまして、その條文の内容につきまして政府から御説明を求めます。

○説明員(松村清之君) 只今提案になりました。両法案につきまして御説明申し上げます。

この両法案は只今提案理由の説明にありましたように、自治庁関係の機構改革に伴いまして、その自治庁設置に関する法律案と、それからこれに一緒に書いていただいたのでございますけれども、非常に関係法律がたくさんございまして、その関係法律の整理だけを取扱法律案と、先ず二つに分けた次第でございます。

最初に自治庁設置法案につきまして御説明を先ず申し上げます。この自治庁設置法案におきましては、第一條に設置しまして、自治庁の所掌事務の範囲と権限、その組織を定めることを目的としておるのでございまして、そうしてこの自治庁は総理府の外局として設けることにいたしましたのでございまして、自治庁の長は自治庁長官といたしまして國務大臣を以てこれに當てることにいたしましたのでございまして、これは現在も地方自治庁の長官は國務大臣を以て當てておりますし、自治庁が地方公共団体と国との密接な連絡協力を目的とする機関であります以上、閣議におきまして發言を持つ機会が必要でございまして、國務大臣を以てこれに當てたのでございまして。

第三條の自治庁の任務でございますが、自治庁は民主政治の基礎をなします地方自治と公職選挙、或いは政治資金規正法等に關する制度の企画、立案等これらの制度が円滑に運営されまうようにそれを指導して行きますと共に、国と地方公共団体との連絡、或は地方公共団体相互間の連絡協調を図りまして、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に資することを任務といたす国の行政機関であるのでございまして。

次に自治庁の権限でございますが、第四條にこれが列記されておりますが、自治庁の権限といたしまして大きく二つに分つたのでございまして、それは自治庁の長官としての権限と、自治庁を主管いたします内閣総理大臣としての権限、この二つに分けまして、第四條の二から三十三までは自治庁長官の行う権限を、三十四に内閣総

理大臣の権限に属することを自治庁長官が補佐する、こういう規定を掲げてあるのでございまして。この自治庁に關係いたします権限を内閣総理大臣と自治庁長官との二つに分類したのでございまして、これは現在地方自治庁、選挙管理委員会、地方財政委員会、この三つの機関が併せております事務のうち、重要な事項に關しましては内閣総理大臣の権限といたしまして、他は自治庁の権限といたしたのでございまして、そのうち自治庁の権限といたしましては、一から十までは各省共通の事項でございまして、人事、予算、統計等各省共通の事項でございまして、十一におきまして、自治庁の任務でありまして地方自治と民主政治の普及徹底、その他所掌事務の周知宣伝を行う事務を掲げてございまして、十二と十三は現在地方財政委員会で行なつておる仕事でございまして、地方公共団体の財務に關係のある事務について報告を聴取いたしましてこれを調査すると共に、必要な助言を当該地方公共団体に對してなす権限でございまして、これが十二の権限でございまして、十三は現在地方財政委員会が地方財政の状況報告というものを国会に對して行なつておるのでございまして、今度の機構の改革に伴いまして、こういう状況報告は内閣が行うというところに改正をいたしました、その報告の原案を自治庁において作成するといふことにいたしましたのでございまして、十四は現在地方自治庁におきまして所掌しておる事務でございまして、都道府県に關しまして直接請求の結果、都道府

県の予算、決算、條例の制定、改廃の報告を受理する権限でございまして。それから十五は、現在地方自治庁で所掌しておる事務でございまして、地方公共団体の人事行政が地方公務員法によつて確立される地方公務員制度の原則に沿つて運営されるように、当該地方公共団体に協力して必要な技術的助言を與えることとございまして、十六の町村職員恩給組合の模範規約例を定め、町村職員恩給組合に示す、これは今日国会に提案されました町村職員恩給組合法に關する権限であるのでございまして。次に十七から二十までは、選挙管理委員会におきまして現在所掌しておる事務でございまして、十七、十八は公職選挙法に規定する事務でございまして、十九は政治資金規正法による事務であるのでございまして。二十は、選挙、投票、最高裁判所裁判官の国民審査に關しまして、これを普及宣伝する事務であるのでございまして。次に二十一から三十三までは現在地方財政委員会が所掌しておる事務であるのでございまして。二十一、二十二は、地方公共団体の負担を伴います法律案、政令案或いは予算に關する見解書につきましては、地方財政委員会が意見を申出るといふことに現在なつておるのでございまして、これは今回自治庁の所掌事務に改正を加えていたしたのでございまして。次の事務も地方財政平衡交付金の総額を見積る、これは地方財政委員会の現在所掌事務でございまして、これを自治庁の所掌事務に移したのでございまして。二十三、二十四は、配分額の決定並びに決定された配分額の交付に關する事務でございまして。二十四は、地方財政平衡交付金の額の算

定の基礎につきまして、地方公共団体から審査の請求がありました場合に、これを受理しまして審査する事務でございまして。二十五は、内閣が国会に提出する地方公共団体の翌年度の歳入歳出總額の見込額を原案を作成する、これは現在地方財政委員会が、これを今度の事務をやっておりますが、これを今度の機構改革に伴いまして内閣が、このつたことをやる、その原案を自治庁が作成する、こういうことでございまして。二十六の地方債の發行の許可、これは現在地方財政委員会がやつておりますものを自治庁に移すのでございまして。二十七、当せん金附託票を発売することができまうのは、都道府県と現在地方財政委員会が指定する市といふことになつておりますが、その指定を当然自治庁に移して行く、それから現実に地方公共団体が當せん金附託票の発売をやります場合に、財政委員会が許可を與えておりますのを、これを自治庁に移すといふことでございまして。二十八もこれと同様に、地方競馬、自転車競技、モーターボートの競走を行うことのできる市町村の指定を財政委員会の廃止に伴いまして自治庁に移すのでございまして。二十九は、地方公共団体の課税権の帰属その他地方税法の規定の適用につきまして、關係地方公共団体の長の間に意見を異にする場合におきまして、これを決定し、或いは訴訟のあつた場合に裁決する、現在の地方財政委員会の所掌事務を自治庁の所掌事務に移したのでございまして。次に、附加価値税の課税標準とすべき附加価値の分割に關する更正又は決定につきまして、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対し

定の基礎につきまして、地方公共団体から審査の請求がありました場合に、これを受理しまして審査する事務でございまして。二十五は、内閣が国会に提出する地方公共団体の翌年度の歳入歳出總額の見込額を原案を作成する、これは現在地方財政委員会が、これを今度の事務をやっておりますが、これを今度の機構改革に伴いまして内閣が、このつたことをやる、その原案を自治庁が作成する、こういうことでございまして。二十六の地方債の發行の許可、これは現在地方財政委員会がやつておりますものを自治庁に移すのでございまして。二十七、当せん金附託票を発売することができまうのは、都道府県と現在地方財政委員会が指定する市といふことになつておりますが、その指定を当然自治庁に移して行く、それから現実に地方公共団体が當せん金附託票の発売をやります場合に、財政委員会が許可を與えておりますのを、これを自治庁に移すといふことでございまして。二十八もこれと同様に、地方競馬、自転車競技、モーターボートの競走を行うことのできる市町村の指定を財政委員会の廃止に伴いまして自治庁に移すのでございまして。二十九は、地方公共団体の課税権の帰属その他地方税法の規定の適用につきまして、關係地方公共団体の長の間に意見を異にする場合におきまして、これを決定し、或いは訴訟のあつた場合に裁決する、現在の地方財政委員会の所掌事務を自治庁の所掌事務に移したのでございまして。次に、附加価値税の課税標準とすべき附加価値の分割に關する更正又は決定につきまして、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対し

て、現在地方財政委員会が指示することになつておりますが、これを自治庁に移した。次に、市町村が行う市町村民税の課税標準とすべき所得及び所得税額の変更につきまして、やはり同様にその事務を自治庁に移したということでございます。次は、固定資産税の課税標準とすべき固定資産の評価につきまして、現在地方財政委員会が技術的援助、助言を與えておりますが、これを自治庁の所掌事務としたのでございます。三十三も同様に、地方公共団体の法定外普通税の新設又は変更の許可を、現在地方財政委員会がやつておりますのを今度自治庁の所掌事務にしたのでございます。三十四は、先ほど申し上げましたように、内閣総理大臣の権限といたしまして自治庁関係の事務につきまして、その内閣総理大臣を補佐することでございます。イの「国家行政組織法第十六條第一項の規定による……」、これは各大臣が地方公共団体の長に對してなします命令その他の行為につきまして、地方自治の本旨に反するものと認めますときは、是、当該地方公共団体の長は、その旨を内閣総理大臣に申出ることができるとでございます。この場合に、その申出が理由があると認めますときは、内閣総理大臣は、関係各大臣に對して必要な指示をなすことができる規定でございます。また、内閣総理大臣のそういう事務を自治庁が補佐することでございます。ロは、地方自治法の規定でございまして、地方公共団体の区域の変更に関する処分をし、又はこれに關する都道府県知事の処分の届出を受理することでございます。ハは、国の機関としての都道府県知事

が、事務執行に怠慢であつたときに、所定の裁判手続を経まして主務大臣が代つて執行し、そうして当該都道府県知事を罷免するといふその事務でございます。次は地方公共団体の長の欠員の場合、所定の規定に従つて代理をするものが定められておりますが、そういうものがない場合にその代理者を定める規定でございます。ホは、地方公共団体のみに適用される特別法の一般投票の手続、当該法律の公布の手續に關する事務でございます。次のへは、都道府県、特別市の加入する地方公共団体の組合に關する事務でございます。トは、民法の法人の設立許可の規定でございます。その他に法律に基きまして、内閣総理大臣の権限に屬します公務選挙等並びに地方公共団体の行政、財政に關する事項を自治庁長官が補佐する、こういうことといたしたのでございます。三十五は、今まで申述べました自治庁の所掌事務のほか、法律に基き、自治庁に屬せしめられた権限を自治庁が所掌する、こういうことでございます。

それから第五條では自治庁の組織でございます。これは只今提案理由にございまして、長官官房と行政、選挙、財政、税務の四部を置くといふことでございます。そして第六條で自治庁に特別な職といたしまして長官を補佐します次長一人、それから参事十人以内を置くことにしたのでございます。

第七條は次長の職務でございます。第八條は参事に関する規定でございます。参事はこの二項にあります。参事のように、地方公共団体の長、議会の議長、の全国的な連絡組織が現在ございま

するが、その代表者と学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命いたしました自治庁の庁務に關しまして自治庁の長官に對して意見を申述べることにいたしましたのでございます。参事は非常勤といたしたのでございます。

第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十三條はそれ、先ほどの所掌事務を分類いたしまして長官官房、行政部、選挙部、財政部、税務部、この事務の範圍を規定したのでございます。

次に第十四條の地方財政審議会でございます。これは地方財政委員会を廃止いたしまして自治庁に統合したのでございまして、地方財政に關します事務を合理的に適切に執行いたしますために、自治庁に地方財政審議会を置くことにいたしましたのでございます。第十五條にございまして、この地方財政審議会の組織は委員五人を以て組織するのでございまして、その五人の中には第三項にございまして、そのうち、都道府県知事と都道府県の議会の議長、各連合組織が共同推薦した者が一人、全国の市長と市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者を一人、全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者一人を含まなければならないようにいたしました。地方財政に關します事務の執行につきまして、これから非常な影響を受ける各地方団体と密接な繋がりがある人を委員にいたしましたのでございます。

第十六條はこれは委員の罷免の規定でございます。別に説明の要もなと思ひます。第十七條の地方財政審議会の付議事項でございます。この地方財政審議会の先ず性格でございます。これはそこにありますように、自治庁長官がその所掌事務を行うに當りまして、地方財政審議会の議に付してその意見を尊重しなければならぬ。まあ議決機関でもなく又單なる單純な意見を聞くだけの諮問機関でもなくて、その中間にあります意見を尊重して処理する仕組にいたしましたのでございまして、ここに掲げられてあります付議事項はおおむね現在地方財政委員会が所掌いたしておる事務を掲げてあるのでございます。

それから次に第十八條でございます。これは地方財政審議会は、毎年度国の予算に計上されます地方財政平衡交付金に關しまして、自治庁長官に意見を申し出ることができ、権限を與え、又、都道府県、市町村相互の間における財政並びにこれを影響を及ぼす諸関係の調整につきまして、自治庁長官或いは関係機関に對して意見を申し出られる権限を財政審議会に與えたのでございます。

第十九條は、地方財政審議会の会長のことでございます。別に説明の要はないと思ひます。第二十條も、これは議事に關します事項でありますので説明を省略いたします。

第二十一條の中央選挙管理委員でございます。これは現在全国選挙管理委員会が所掌しております事務のうち、全国区の参議院議員の選挙の管理に關する事務につきましては自治庁に所掌させますことは合理性を欠く、適切を欠くといふくらいでありますので、中央選挙管理委員というものを設けまして、これに全国区の参議院議員選出の管理事務を取扱わせることにいたしましたのでございます。それと共に最高裁判所の国民審査に關する管理事務をこれに扱わせるというようにいたしまして、この事項に關する規定の改正につきましては、もう一つの法令の整理に關する法律案におきまして関係法律に所要の改正を加えたのでございます。

第二十二條の自治紛争調停委員、これは只今、今国会に提案されております地方自治法の一部改正におきまして、都道府県間の紛争があらました場合には自治紛争調停委員をその都度設けまして、これに調停をさせるといふ規定がございまして、それを機構の中に取入れたのでございます。

あとは各省庁共通の事務でございますので、別に説明の要はなからうかと存じます。

次に自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案でございます。これは先ほどの提案理由の説明にもございまして、機構の改革に伴ひまして関係法律がたくさんございまして、それをもつと整理をいたしましたのでございます。この関係法律の整理に關する法律案におきましては、主として地方財政委員会、全国選挙管理委員会等を廃止して自治庁に統合するわけでございまして、自治庁に統合するわけでございまして、それに伴ひまして名称の変更をやりますこと、それからもう一つ地方財政委員会規則、全国選挙管理委員会規則という規則を、重要なものは政令、そうでないものは総理府令、こ

ういふふうに分けたのでござい

ます。

三

第三十二部

内閣・地方行政連合委員会議案第六号

昭和二十七年五月十七日

【参議院】

それから重要な改正といしましては、先ほどもちよつと申上げました中央選挙管理委員会に関する規定でございます。

第一條は地方自治法の中に出ておる名称の変更でございます。

第二條は最高裁判所裁判官国民審査に関する事務を中央選挙管理委員会に移すことに伴います名称の変更の規定でございます。

第三條は地方財政法に出て来ます名称の変更でございます。その中で「第三十條の次に次の一條を加える。」そして第三十條の二といたしまして、内閣が地方財政の状況を明らかにしてこれを国会に報告するという規定を附加したでございます。

第四條から第九條まで、これは名称の変更による改正でございます。

第十條はこれも機構の改革に伴いまして、全国選挙管理委員会という名称を自治庁長官或いは今度できます中央選挙管理委員会というふうに名称を変えたでございます。

それから次に八ページの中央選挙管理委員会でございますが、これは先ほど御説明申上げましたように全国選挙管理委員会が所掌しております事務のうち、参議院の全国区選出議員の管理に関する規定を抜き出して中央選挙管理委員会というものを設けてこれに行わせる。それと共に最高裁判所の国民審査に関する事務も併せて行わせるということにしたのでございます。この中央選挙管理委員会は委員五人で組織いたしますが、「委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から国会の議決による指名に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」そ

うして前項の指名に当りましては同一の政党その他の団体に属する者が三人以上とならないようにするということがいたしましたのでございます。

あとは別に説明の要もなからうかと思ひますが、ただ十六項におきまして、この中央選挙管理委員の庶務は自治庁選挙部で行うということにしたのであります。

あとはずつと名称の変更でございます。二十ページの第十一條、第十二條、これは名称の変更でございます。

十三條からは、地方財政平衡交付金のうち名称の変更と、それから地方財政委員会規則とあるのを総理府令に改め、或いは場合によつては政令に改めるといふことにしたのであります。

第十四條は地方税法のうち名称の変更を行いますと共に、地方財政委員会規則を政令或いは総理府令にいたしたのでございます。第十五條は名称の変更でございます。十六條も名称の変更でございます。十七條も同様でございます。十八條、十九條すべて名称の変更でございます。第二十條はこれは今国会に提案されました。地方財政平衡交付金法の一部改正の法律にありまして附則の規則を総理府令に、これも名称の変更でございます。二十一條は、これは行政協定に伴います地方税法の臨時特例に関する法律、今国会で成立いたしました法律のうちの地方財政委員会規則を総理府令に改めるといふことにしたのでございます。

あとは別に説明の要もなからうかと思ひます。以上でございます。

○委員長(河井彌八君) 同案につきまして御質疑がありますならばこの際御発言を願います。

○岡本愛祐君 詳しくは又次の連合委員会におきましてそれ〴〵質問いたしたいと思ひますが、只今のくわしい御説明に關連して確めておきたいことがありますからそれを確めたいと思ひます。今度できるという參與というものが、それから地方財政審議会、只今の地方自治委員会が參與に振替り、それから地方財政委員会という独立の機関が地方財政審議会というふうなものになる。こういうことになるのであります。

が、そこで地方財政委員会というものは、民主政治の基盤である地方自治を推進して行く上において非常に重大な制度であつたことは言うまでもありません。それを今度地方財政審議会という議決機関でもない、まあ單なる諮問機関ではないけれどもともかく今よりもずつと弱い性格なものにせられたといふことが、本法案の最も大きな疑問点であると思ひます。そこでこの地方財政審議会の所掌すべき事務と、現在の地方財政委員会の所掌しておる事務と比べてみて、現在の議決機関であり、これが議決機関ではないといふことはわかつておりますが、この事務の内容はどのくらい變つておるか、どういふ重要なことがなくなつたか、そういうようなことはありはしないか、それをお尋ねしておきたいと思ひます。

又地方自治委員会と參與との關係においても同様のことを御説明おきを願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方財政委員会と今同様に代えて新しく設けようとした地方財政委員会との所掌事務或いは付議事項の異同でございますが、これは付議事項といつたしま

しては大きな変化はございません。ただ地方財政平衡交付金の六條において規定をいたしております地方財政平衡交付金の総額の算定をいたしまして、それを内閣に報告をする、内閣と委員会と意見が違ひました場合に、いわゆる二重予算の制度で、平衡交付金の予算についてはその旨を附記するといふ、こういう点につきましては違つておる点が一番大きな違いであると思ひます。

なお地方財政委員会が財政等の問題につきまして意見を申出ます場合には、おきましては、従来内閣及び内閣を通じて国会に意見を申出るといふ規定があつたのでございますけれども、その点は今回の行政機構改革の精神、考え方からいたしまして、行政委員会としてのさうな独立した地位、性格といふものをやはり内閣の責任の明確化という観点から調整をいたしましたので、地方財政審議会が自治庁の長官なりその他の政府の關係機関に意見を申出、こういうことにいたしてゐるわけでありまして、それらの点が主要な変更した点であります。

それから地方自治委員会が自治庁に附置されておりますが、これと參與との異同でございますが、地方自治委員会議につきましては地方自治に関する財政制度に関する法律案、或いは政令案はすべて地方自治委員会に付議する、こういう建前になつております。その他重要な地方行政の運営に關する事項を付議いたすことになつておりますが、併し性格をいたしましては地方自治委員会議は諮問機関である。そういうものを參與といふに名称を変更いたしますけれども、

付議いたします事項といつたしましては現在行なつておりますような行き方をそのまま踏襲するようにして参りたいと考えておりますので、これには名称の変更だけでさほど大きな変化はないと考えております。

○岡本愛祐君 今日国務大臣も出ておられませんが根本的の疑義その他は後日にいたしたいと思ひます。併し要するに、この地方財政委員会というものに特別にできたゆゑは、地方財政の確立、ほかの干渉に煩わされない地方財政の確立ということを目指して地方財政の強い機関にして、そして地方財政委員会が内閣に對しても、又内閣を通じて国会に對しても報告がで

き、又意見を具申することができるといふことで非常に強い機関であつたのであります。それだけの強い機関だといふことに制度上はなつておつても、従来やもすれば政府のために地方財政が圧迫されて、これに對して地方財政を守るために地方財政委員会が健闘したことは認めますが、併しその健闘も実を結ばないのがこれまでの在り方であつたのであります。ところが今度内閣の責任を明確化するということが、つまり内閣の中央集権を強くするといふ意味で、この地方財政審議会というやうなものに振替へられて、そして議決機関でなくて與えられた事項について意見を述べる機関に變えるといふやうなことになるれば、地方財政の自主性、地方自治の確立といふやうなことは非常に阻害されやしないかと思ひますが、その点はどういふふうにお考えになつてゐるかこの際承りたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今御指摘

この地方財政審議会の構成といたしましては、都道府県の長及び議会の長

は変更いたして参つておりますけれども、財政委員会の長所を十分地方財政審議会の中にとり入れておりますので、こういうような姿において新しく内閣制度と地方財政審議会との調整が図られておる、かように考えておる次第であります。

○岡本愛祐君 この十七條の「自治庁長官は、自治庁の所掌事務のうち、左に掲げる事項については、地方財政審議会の議に付し、その意見を尊重しなければならない。」とあります。これが非常に問題になるのでありますが、議に付して、まあこうときまつた、これは意見は尊重しなければならないというだけでもつてそれに対して束縛されない、こういうふうに読めるのであります。まして、これまでの新憲法下における制度におきまして、民主的でいろいろな委員会の意見なんか内閣又は国会へ出て参りまして、その意見は尊重しなければならないということになつておりますが、現在までのあり方では、悲しいかなその尊重がちつともされてない。それが地方財政委員会なんかでも制度上はもつと強くあるべきであつて、実際には非常に弱いということであつたのであります。ここにもその意見を尊重しなければならない。」と、こうありながら強制力がありませんから尊重されないことが多いのではなからうかというふうに思うのですが、その点はどういうふうにお考えになつておりますか。尊重しなければならないというのは拘束力があるのかないのか。議に付すんですから議決をどうさせるわけでしようが、議決に自治庁長官が拘束されるのかされないのか。その点を伺いたいと思います。

の知事及び議会の議長の全国的連合組織の代表者、市の同様な執行機関、解決機関の全国的連合組織の代表者、町村の同様な二つの代表者、こういう人々の者が現在地方自治委員会に加わっております。それをやはりそのままのほかに四人学識経験者を加える考案でございまして、現在は学識経験者行政関係、財政関係各一名、従つて自治委員会には八名でございまして、参事につきましてはそのほかに更に二名を附してございまして、自治庁の所掌の事務につきまして、先ほどちよつと申し落しました、選挙に關します問題は關しては、やはりこの参事問題に諮問をいたしますべき事項を考へておるわけでございまして、行政なり財政なり、或いは選挙に關します各種の制度の重要な事項の企画、立案、或いは重要な事項の運営等に対しましては参事の意向を徴したい、かように考へておりますので、選挙関係の考もこのほかに学識経験者として加へたい、こういう考へ方でございまして、

○岡本愛祐君　参事は「自治庁長官に對して意見を申し述べる。」と、こう考へるのですが、この自治庁の所管事務についてどんなことでもかまわんから自発的に集まつて、そして意見を申述べる、こういうことになるのか。諮問事項についてやるのであるか。それはどういうふうに考へておられますか。それには意見を申述べるとあるだけである。

○政府委員（鈴木俊一君）　法律的に申しますと、「長官に對し意見を申し述べ

べる。」とございますので、單獨でも合同でも自主的に意見が述べられるように相成つておりますので、実際の運営については、定例の参議会のようなのを開きましてそこにいろいろの問題を付議して意見を聞くというような扱いにしたいと考えております。

○岡本愛祐君 参議は勿論その意見を申述べるというだけで、要するに参考意見に過ぎない、こういうことだろうと思ひますが間違ひありませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 参議という名前でございますが、實際におきましては地方団体の全国的通合組織の代表者なり、まあ自治に關して或いは選挙に關して意見を有します学識経験者の中からこれを選ばれてございまして、一応自治庁の長官としては、法律上の表現はこうあるけれども、やはりこの意見を十分尊重して参りたいというふうに考えておるわけでございます。

○岡本愛祐君 それから次に第四條について伺ひたいのですが、第四條の十二、十三、十四、十五、こういうような自治庁の権限というものが、都道府県又は市町村に対する自治干渉というやうなことになるはしないか。それはそうならないように注意するということとでありまして、いろいろ報告を徴取し、調査し、助言をする。内閣が国会に対して行うその報告の原案を作成するためにいろいろ都道府県に対してやると。それからまあいろいろ議会の会議の結果とか何とかそういうものを詳しく報告を受けると。そういうやうなものを通じて余りに中央集権的に元の内務省的なつちやいかんと思ひ

のですが、そういうことにならない用意は、この設置法に現れておりませんが、根本方針というものはどこかに謳われてあるべきだと思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 御心配の点は誠に御尤もでございますが、只今御指摘の十一以下十五に至りますまでの項目でございますが、これはこの設置法におきまして新しく書きましたと申しますよりも、やはりそれらの実体法がございまして、それを受けてここに書いておる次第でございます。

この選挙の啓蒙というやうな問題或いは地方自治の普及徹底というやうな問題につきましては、現在の地方自治庁設置法の中に地方自治の点は書いてございまして、又選挙の啓蒙につきましても御承知の通り公職選挙法等にも規定があるわけでございますが、そういうやうなものをここに受けて書いておるつもりでございます。それから十二は地方自治法にございまして、十三はこれは従来地方財政委員会が持つておりました権限でございますが、それを調整して書いてあるのでございます。十四は地方自治法に規定があるその通りの文句でございます。十五は同じく公務員法に規定があるものでござい

ます。そういうわけですから、そのものを受けて書いておるわけでございます。この設置法といたしましては、先ほども申し上げましたように、地方財政審議会なり或いは参議なり、その他に中央選挙管理委員会というふうな、普通の政府の本来的な行政機関においては、やや複雑と思はれるやうな地方団体の関係の代表の参加いたします付議機関、諮問機関というやうなものを作つて

ておりますから、これはやはりそういうやうな自治庁が今御心配になりましてやうな中央集権的なものにならないやうな一つの配慮として考えておるわけでありまして、その根本の性格は第三條の任務の中にやはり「自治の本旨の実現と民主政治の確立に資すること」を任務とする。こういう根本の考え方であるというふうなことを考えております。

○岡本愛祐君 今度の自治庁の任務というものはやはり都道府県との連絡とか、それから市町村間の連絡とか、又都道府県と市町村の連絡とか、そういうことが主な任務でなければならぬと思ひますが、どうかの部のところでは連絡というところは出て来ますが、その大きな自治庁の権限といひますか、その中には連絡というものが一つも出て来ないのですが、それはどういうわけでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) この権限の中にはその点を書いてございせんが、任務の二ページの一行目の「国と地方公共団体との連絡及び地方公共団体相互間の連絡協調を図り」というところに今の点を出しておる次第でございます。

○岡本愛祐君 もと行政連絡部というやうなことで部があつたと思ひますが、今度は特にそういう連絡部というやうなものは作る必要がなくて、これは各部でやつたらいい、こういう趣意だろうと思ひます。自治体警察の連絡がますます必要になつて来るのですから、そういうことは地方自治庁として

は考えていないのかどうか、その点を伺ひたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘の点とく地方公共団体と国との間の行政事務につきましては、それら、皆一応の各省専門の機関があるわけでございますが、御指摘のように自治体警察について現在直接的にこれを所管する中央政府機関がないやうなものにつきまして、その連絡事務をどうするか、或いはその他の一般的に申しますとやや難務的なものになります。国全体としていろいろな式典等について地方に催してもらいたいというやうな意味の連絡をいたす、そういうやうな意味の連絡もあるわけでございますが、自治体警察に關しましては實際問題といたしまして、国家地方警察本部或いは国家公安委員会等におきまして或る程度の実質上の連絡機能を持つておるのであります。自治庁といたしましてはそれらの面には現在直接触れませんが、やはりそれ以外の他の各省の所管に属しないやうな地方に対する連絡事務というやうなものは、これは現在もいたしておるのであります。そういう種類のものは新しい自治庁におきまして所管をして参りたいというふうに考えておる次第であります。

○岡本愛祐君 もう一つ伺つておきたいのですが、全国選挙管理委員会を廃止してその大部分を自治庁が直接やる、そして選挙部を設け、参議院議員全国選挙の管理だけは別に中央選挙管理委員会を設ける。こういうやうな構想ですが、現在の全国選挙管理委員長の牧野さんは、大きな抱負を以て今までの日本の選挙の管理の仕方がいけなかつた、この選挙管理委員会というものはサービス機関でなければならぬ、大いにサービスをしておいて皆が愉快に選挙ができるやうにならなければいかんということを大々的に新聞にも

意見を發表なさり、この委員会でもそういう抱負を述べられたのであります。が、今度はそういうことにならないで、もう自治庁の普通の事務になつてしまふ、こういうことではありまして、それはどういふやうに政府のほうでは考えておられるのか。残念ながらこういうことになるのであるか、その牧野さんの主張というものが間違つておるのか。私は特に選挙管理委員会だけがサービス機関でなければならぬというわけはないと思ひます、すべての国家の機関は国民のためにあるのですから国民のためにはすべての官庁はサービス機関でなければならぬ、それはわかり切つたことですが、特にその全国選挙管理委員会だけがサービス機関だという主張には、私は残念ながら反対をしておつたのであります。だから是非ともそういうサービスの機関を置かなければならないとも考へておられますが、政府のほうではともかくそれを主張して来たのでありますから、その関係をどういふやうに割切つてお考えになつておるか、それを伺ひたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 自治庁全体の事務の運営につきましては、先ほども御質疑がございましたように、又その際にお答え申し上げましたように、飽くまでも事務処理の方針といたしまして或いはその任務といたしまして民主政治の確立、或いは地方自治の本旨の実現に資するといふ考え方で、そういう点から言つて参りますならば、やはりこれは只今御指摘のごとくいづれも国民の本當のサービス機関という考え方で処理して行かなければならぬと考へるわけでございます。選挙部のみ

ならずその他の各部においても、同様な考え方で処理して行かなければならん、かように考えておる次第であります。

○岡本愛祐君　そこでそれでは牧野さんがあいつを大に言われたのは牧野さん一個の意見であつて、政府の意見ではなかつたのだ、こういうことになりませんか。ともかく私はあいつの表現というものは国民を誤ると思うのです。我々からいへば今申しましたように国家機関というものはすべてサービスマンでなければならん。ところが全国選挙管理委員会初め都道府県の選挙管理委員会以下みんなサービスマンだということになれば、非常な、サービスマンということに専念をして間違いが起りませんか。実は私はむしろ選挙管理委員会なるものは公正なアンパイア審判官でなければならん、こういうふうな思つておる。そういう点で今度はそういう主義を放棄されておるようであります、私はむしろそれは結構だと思つておる。

ただここで考えたいのは、今まで全国選挙管理委員会と都道府県の選挙管理委員会との関係は必ずしも指揮監督の関係ではなかつたように思つておるが、今度は指揮監督にこれはなつておるようであります。その点はどういうふうな考え方でそういう変更をされるのか、その点を伺いたい。

○政府委員(鈴木俊一君)　この点は現在の公職選挙法の中に全国選挙管理委員会は都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する、こういう規定がございます、ただその全国選挙管理委員会というのを自治庁長官に変更いたしましたのでございます。選挙制度につきまし

てはいろいろ国会並びに選挙制度調査会において御研究のようでありますが、将来根本的な、根本的と申しますとかなりありますが、御改正の際にそういう指揮監督という点の御検討があらうと存じまして、今回はただ従来の建前を踏襲し所管の行政機関の名前を変更したのであります。

○岡本愛祐君　今私は全国選挙管理委員会の報告を持つていないので正確な議論はできませんが、そうではないと思うのです。今政府委員のお答えになつたのは違つて私は思います。たしか投票に關しては云々ということがあつたのであつて、全面的に指揮監督するという意味ではないと思う。こういうふうな思つておるのですが、この点はどうですか。

○政府委員(鈴木俊一君)　只今公職選挙法と申しましたのは誤りであります、全国選挙管理委員会法の中に全国選挙管理委員会は衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の選挙その他の投票に關する事務についてそれ、都道府県又は市町村の選挙管理委員会を指揮監督するということ規定をうけておるわけであります。

○岡本愛祐君　投票でしよう。

○政府委員(鈴木俊一君)　これは投票に關することです。

○岡本愛祐君　投票以外のすべて指揮監督するということとは、その点は……。

○政府委員(鈴木俊一君)　この「選挙その他の投票に關する事務」というのでございまして、この「選挙」というのはいわゆる議員、長等の選挙でございしますが、「その他の投票」と申しま

すのは、例の長の罷免などの投票でございましてと特別の地方団体に適用せられます法律の住民の一般投票でございしますとか、そういうふうな、いわゆる選挙に對する投票という意味でございまして、要するにそういう選挙事務或いは住民投票、国民投票といったような、そういう種類の投票事務、かように考えております。

○委員(河井彌八君)　諸君にお諮りいたします。本日はこの程度で質疑を中止いたしまして散会にいたそうと考へますが、御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君)　御異議ないと認めます。それではさように決めます。本日の連合委員会はこれを以て散会いたします。

午後零時二分散会

昭和二十七年五月三十日印刷

昭和二十七年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所